

## 4 リース方式の変更(追加)について

- (1) 直接リース方式を導入(従来の間接リース方式との選択が可能)。
- (2) 事務手続き及び手数料は変わらず(検収等も従来通り)。
- (3) 別途、当機構との業務委託契約の締結が必要。(別途、収入印紙4000円が必要)
- (4) 動産総合保険等の損害保険、履行保証保険への加入は従来通り必要。
- (5) 申請様式等は別途改正し、ホームページに掲載予定。
- (6) 間接リースにおいて連合会(=借受団体)が免税事業者を選択した場合、借受団体は借受者にインボイスを交付できないため、借受者はリース開始時に消費税の仕入税額控除を受けることができない。

※変更点等の詳細については次葉(直接リースと間接リースの比較表)参照。